

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証要領

令和4年4月1日作成

1 目的

利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成を資するために、介護支援専門員の視点だけでなく、多職種協働による検討を行い、必要に応じてケアプランの内容の再検討を促すもの。

2 検証の実施根拠

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第十三条第十八号の三

3 検証対象

市内に所在する指定居宅介護支援事業所

4 抽出要件

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第336号)に規定する要件(※)に該当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、令和3年10月以降に作成または変更したケアプランのうち、市長寿介護課が提出を求めるもの。

(※)居宅介護支援事業所を抽出する要件

区分支給限度額の利用割合が7割以上かつ、その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」であること。

5 抽出及び検証の流れ

- (1) 玉野市は、国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムから抽出された帳票を受領し、厚生労働大臣が定める基準に該当する居宅介護支援事業所のケアプランのうち、個々に見て最も訪問介護サービス利用割合が高いものなどで、介護度別に1件ずつ以上を指定する。
- (2) 玉野市から該当する居宅介護支援事業所に対し、届出書及びケアプランの提出を依頼する。
- (3) 依頼のあった居宅介護支援事業所は、当該ケアプランの利用の妥当性を検討し、届出書に訪問介護が必要な理由等を記載し、その他の提出書類とともに市長寿介護課に提出する。
- (4) 届出のあった居宅サービス計画は、個別ケース会議で検証を行う。その際は、事前に連絡しますので、担当介護支援専門員の出席をお願いします。

- (5) 個別ケース会議において見直しが必要であるとされた場合、居宅介護支援事業所は検証結果を踏まえ、検証対象のケアプランについて再検討を行うとともに、事業所内において同様・類似の内容で作成しているケアプランの内容についても再検討を行う。
- (6) 見直しが必要とされた場合は、居宅介護支援事業所は3ヶ月以内に「ケアプラン見直し状況報告書」を市長寿介護課に提出し、個別ケース会議で報告を行ってまいります。

6 提出書類

- (1) 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等に係る届出書
- (2) ケアプラン第1表から第3表
 - ※1 第1表については、利用者の同意が記載されたものの写しを提出のこと。
 - ※2 理由を記載したケアプランについては、理由の該当箇所にマーカー等で印をつけること。
 - ※3 第5表に、訪問介護を位置づけた理由を記載している場合、当該ページの提出を併せてすること。
- (3)基本情報(フェイスシート)
- (4)課題分析表(アセスメントシート)

7 検証の留意点

- (1) 居宅介護支援事業所単位のケアプラン検証は、サービスの利用制限を目的とするものではないことに留意する。
- (2) 提出書類以外の情報が必要な場合は、届出者に電話での聞き取りや、追加で資料の提出を依頼する。
- (3) 検証の結果、是正が必要とされた場合、届出者はその後の対応状況の報告を個別ケース会議で行っていただく。
- (4) 災害や新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に他のサービスから訪問介護に切り替わったために要件に該当するケアプランは、地域ケア会議の検証の対象としない。

8 参考資料

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について(介護保険最新情報 Vol.1009)